

ふれあいセンターロビー利用規約

(目的)

第1条 本規約は、ふれあいセンター1階ロビー（別図に示す場所）において、福祉施設及び授産施設等が自主生産製品の販売等を行う際の適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(利用対象)

第2条 ロビーを利用できる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉施設
- (2) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所、生活介護事業所
- (3) 授産施設、地域活動支援センターその他当社協が適当と認めた団体

(利用目的)

第3条 ロビーの利用目的は、障害者等の福祉向上・就労支援の推進を目的とした自主生産品等の販売とする。ただし、小牧市社会福祉協議会（以下、本会という）が不適当と認める物品は販売できない。

(利用日時及び回数)

第4条 利用日時は、原則として平日の正午から午後1時までの間とする。利用時間には、準備及び撤収に要する時間を含む。ただし、本会の業務及び他の利用者に影響がない場合に限り、申し出により必要最低限の時間を認めるものとする。

- 2 利用回数は、同一団体で週1回及び月5回以内とする。
- 3 利用日時及び回数は、本会の行事等により変更または利用をお断りする場合がある。

(申請)

第5条 ロビーの利用を希望する団体は、事前に申請書（様式1）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 申請内容に変更がある場合は、速やかに本会へ届け出ること。

(遵守事項)

第6条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロビーの清潔保持及び原状回復を行うこと
- (2) 騒音・呼び込み・強引な販売等、他の来館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 食品を販売する場合は、関係法令に基づき必要な許可・届出等を適切に行うこと。
- (4) 事故やトラブルが発生した場合は、速やかに本会へ報告すること。

(責任)

第7条 販売活動に伴う事故、クレーム等については、当該団体の責任と負担により対応するものとする。

- 2 施設・設備を破損した場合は、本会が必要と認める損害賠償を請求することがある。

(禁止事項)

第8条 次の行為を禁止する

- (1) 許可なくロビーを占有する行為
- (2) 政治・宗教・営利目的の宣伝行為
- (3) 法令に違反する物品の販売

(承認の取り消し)

第9条 利用者が本規約に違反したときは、本会は承認を取り消し、以後の利用を認めないことがある

(その他)

第10条 本規約の定めのない事項は、本会が必要に応じて定める。

(附則)

この規約は、令和8年6月1日から施行する。